

令和6年能登半島地震への義援金の拠出について

日本赤十字社より寄付金受領証が届きましたので、ご報告いたします。

このたびの石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。また、被災者の救済と被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を表します。

既にご案内の通り、当会といたしましても、義援金の拠出を令和6年2月1日付けにて手配をさせて頂きました。つきましては、日本赤十字社より受領証が届きましたので、ご報告させていただきます。尚、当会が一括にて送金手続きを行った関係上、各会員名または法人名での日本赤十字社からの受領証については、発行できかねますので、何卒ご了承下さい。

被災地の一日も早い復興を心よりお祈りしております。

令和6年3月28日

一般社団法人 全国地域医業研究会

理事長 丸山定夫

事務局 元廣誠治

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-19-6-4F

TEL 03-6222-8749 FAX 03-6222-8748

<p>令和6年3月25日</p> <p>拝啓</p> <p>平素から赤十字事業につきまして格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>このたびは、義援金にご協力いただき誠にありがとうございました。</p> <p>お寄せいただきましたご寄付は、ご趣旨に沿い、被災された方々のため、被災都道府県に設置された義援金配分委員会に全額送金いたします。</p> <p>今般のご寄付に対しまして受領証を送付いたしますのでご査収ください。</p> <p>今後とも赤十字事業へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>敬具 日本赤十字社</p> <p>—ご案内—</p> <p>受領証の迅速な発行、発送費用の削減によるご寄付の有効活用のため、平成29年7月から受領証をはがきタイプに変更いたしました。</p> <p>ご理解のほど、何卒お願い申し上げます。</p> <p>＜ご留意事項＞ ・受領証は、確定申告の際「免税証明書」としてご利用いただけますので、紛失しないよう大切に保管してください。</p> <p>日本赤十字社の活動につきましては、随時、ホームページに掲載しております。ホームページアドレス https://www.jrc.or.jp/</p>	<p>受領証</p> <p>第 G324-00121297 号</p> <p>一般社団法人 全国地域医業研究会 様</p> <p>¥705,000—</p> <p>但 令和6年能登半島地震災害義援金として</p> <p>ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。</p> <p>本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。</p> <p>（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。</p> <p>上記の通り受領しました。 令和6年2月1日</p> <p>日本赤十字社 社長 清家 篤</p> <p>〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3 TEL 03-3437-7081</p>
--	---